

○議長 内海 猛年君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。

7番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして一般質問させていただきます。今回も3件、お願いしたいと思います。

件名1、認知症対策についてでございます。

国内の認知症の高齢者が65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害MCI高齢者数が約612万人に上ると推計されている中で、誰もが認知症になり得るという認識を持たなければならないと考えます。認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、尊厳のある人としてその個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指していくことが必要ではないかと考えます。

本年の1月に認知症基本法が施行されました。また、今年の秋には認知症施策推進基本計画が作成されることにもなっております。私は令和6年の第1回定例会においても、この認知症対策についてお伺いしたところでございます。そういった件もありますけれども、現状を鑑み、さらに施策を推進、前に進めてほしいという思いがありまして、改めて今回も一般質問をさせていただきたいと思います。

要旨1、認知症に関する知識、認知症の人に関する理解を深める取組の推進について。

まずこの基本法に、町の責務としてどのように記載されているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

認知症基本法における地方公共団体の責務としましては、法の第5条に規定されておりまして、認知症基本法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとなっております。

この基本理念としましては7項目示されております。簡単に説明しますと、1つ目に認知症の人が基本的人権を享有する個人としてその意向を尊重すること。2つ目に国民が認知症に関する正しい知識と理解を深めるようにすること。3つ目に認知症の人が社会の対等な構成員として地域において自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、社会活動に参加する機会を確保すること。4つ目に切れ目のない保健医療や福祉サービスを提供すること。5つ目に認知

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

症の人の家族に対する支援を行うこと。6つ目に認知症の予防、リハビリテーションや介護方法についての調査研究の推進。7つ目に教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉などの関連分野において総合的に取り組むこととなっております。地方公共団体は、これらの基本理念の達成に向けて計画的に実施する責務を有しております。

また、努力義務ではありますが、市町村の実情に則した市町村認知症施策推進計画の策定も求められているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ありました法律に定めています、町の責務ということを確認させていただきました。

町は身近な行政機関として、認知症に関して施策を具体的に実施する責務を負っているということは確認できたのではないかと思います。

私は第1回の定例会において質問させていただきましたので、芦屋町の認知症の方の現状、認知症の対策についての現状について確認させていただきます。

1つはデータとして町の認知症の方がどのくらいおられるかというのは、まだデータとしてはないということを伺っております。国が算定しております推計に基づきますと、平成30年で620名でありますけども、令和7年は国が算定しております人数は850名になるということになります。この数が今、当たるかどうかについては定かではないということだと思います。

行方不明者の数ですけど、令和3年度に1件あったと。また5年度に2件発生しているということでありました。行方不明者の方も若干おられる。またそういった相談があっているという状況です。

施策の取組として、認知症サポーター養成講座を行っている。またオレンジカフェも開催されているという状況にはあります。そういった中で町の課題としては、そこへの参加者が人数的に少ないという課題があるということでありました。

相談体制の強化の中で特に福祉課の関係職員の方が、保健師とか社会福祉士の方が認知症地域支援推進員となって研修を年間、結構受けておられるということ伺っております。町の現在の認知症対策の状況としては、認知症への理解、認知症の方への理解啓発が中心になっておりますので、まだ1段階の状況ではないかなと思います。

町については、この認知症施策推進計画の策定は今ありましたように努力義務ということですけども、秋には国は基本計画を策定するようになっております。そういうこともありますので、今後、町のこの計画策定についての見解がいかげなものかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、議員から御説明ありましたとおり、認知症施策推進計画、他の計画と一体に定めることを可能とされておりますので、次回の高齢者福祉計画、令和9年になりますが、そのときに一体的に策定できるように考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

重要な町の施策の一環でありますし、今後そういった方がかなり増えてくるのじゃないかと思われまので、福祉計画であれ、町としての計画については、具体的な施策のためにやっていただく計画を作っていただいて、それが効果が生まれるような形で進んでいけばいいかなと思います。

それでは要旨2に移りますけど、認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について伺います。

ちょっと聞き慣れない方もおられるんですが、認知症関係の推進を図っている諸団体の方たちにはこのユマニチュード技法というのは、もう5、6年前ぐらいから広がっている状況になって、芦屋町についてはまだ初期段階にあるのでそこまで至っていないということがあるんですけど、現在、認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要と考えます。

実際、記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から行動・心理症状がBPSDと言うらしいですが発生し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくないようであります。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要ではないかと私は考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていること。これを見る、話す、触れる、立つ、の4つの柱で相手が理解できるような技法、ユマニチュードが注目されておりますので、この件について伺っていきたく思います。

職員の認知症関係研修が先ほど言いましたように受講されているとお伺いしました。それで福祉課の社会福祉士の方とか保健師の皆さんですけど、その研修等の内容はどのようなものが行われているのか、ここで伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和5年度には、認知症対策関連の研修や講演会に担当職員8回参加しております。内容としては、認知症キャラバンメイトの養成研修や認知症初期集中支援チームに関する研修のほか、認知症カフェやチームオレンジの先進地事例を学ぶもの、認知症希望大使の活動について学ぶものなどに参加しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

研修は今内容的にそういったことですが、私が今紹介しましたユマニチュード技法の内容については、そこまでは至っていないようですので、今後そういった講習の機会があれば紹介できればと考えるわけです。

介護の現場では一生懸命ケアをしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。よく皆さんも御存じじゃないかなと思います。実際、口腔ケアを嫌がり声を荒げていた90代の男性に対して、看護師がユマニチュード技法を実践したところ、その男性は抵抗もせず口を大きく開け、口腔ケアを受け入れる。笑顔を見せているような状況で、その効果がうかがえるところがございます。

国内の研究結果では認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善されております。またケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が認識されております。またユマニチュードに先駆的に取り組んでいる、ユマニチュード技法が確立されたのはフランスなんですね。フランスの一部施設では離職したり欠勤したりしている職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用量も9割近く減らすという報告もあります。そういったことで、薬の量も多く減らすことができたということでもあります。

福岡市では2016年度、ただ後から出てくるかもしれませんが、全国的に見てこのユマニチュードを使っている技法はまだ多く広がっていないのが実態で、福岡市が特別に力を大きく入れているので紹介しておきます。

福岡市では2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を行っております。その結果、暴言や徘徊など症状を軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、福岡市は18年度にまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しております。

対象は家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたっております。講座を受けた市民から「もっと早く知っておればよかった。」、「今後は介護する人たちに私達が伝えたい。」との声が寄せられております。こうした取組を継続的に実施しようと、福岡市は今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しているそうでございます。

そこで、この認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきではないかと考えます。町の見解はいかがでございましょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ユマニチュードにつきましてはその考え方や技法は大変すばらしく、これを普及させていくことは今後の認知症対策として有効なことだと考えております。今、松岡議員のほうから紹介ありました福岡市のことも含めて回答いたしますが、ユマニチュードを自治体主体で取り組んでいるところ、全国でも今、福岡市のみということ聞いております。

では福岡市はどのような取組を行っているのかと申しますと、ユマニチュードの講座を定期的を実施するとのことで普及に努められております。講座は対象者に応じた内容とされておりまして、3つのステップに分かれております。

まずステップ1としてはユマニチュードを知るということで、対象は地域や企業など一般向けや児童生徒向けとなっております。ステップ2ではユマニチュードを体験するということで、市民向けとなっております、ステップ3ではユマニチュードを実践するということで、専門職や家族介護者向けの講座となっております。

ステップ2の体験すると、ステップ3の実践するは、知識と技術を要するため、日本ユマニチュード学会が認定するインストラクターが講師となります。ステップ1の知ることにつきましては、地域リーダーとなる人を市が育成し、その地域リーダーが講師となって講座を行っております。

このユマニチュードはケア技法であるため、ケア技法を正しく伝えるためには技術や知識を身につけたインストラクターの存在が不可欠であります。インストラクターを町で育成することは容易ではありません。

このようなことから、町レベルでは実践形式での普及については課題がございます。しかし、ユマニチュード技法というものを住民や事業所関係の人に知ってもらうことについては、今後、町としても取り組んでまいりたいと考えております。

町では認知症地域支援推進員が住民からの認知症についての相談を受けておりますが、この認

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

知症地域支援推進員がユマニチュードについての講演会や研修会などへ参加し、知識を深め、今後の家族に対する相談対応などに生かしていきたいと思います。事業所関係の方につきましては、参加可能な講演会・研修会などが国・県から通知されたならば、ぜひ案内したいと思います。

また、町が実施する認知症サポーター養成講座や認知症講演会、映画鑑賞会などにおいても、ユマニチュードという認知症コミュニケーション・ケア技法があることを紹介し、多くの方に興味を持ってもらえるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、福岡市だけが推進していると思われがちですが、全国的にこういった認知症対策を推進している諸団体関係を含めて、この情報はしっかり持っていますので、広がる際は一挙に広がってくるかと思うんです。町の場合も受入れについては障害もあるかもしれませんが、そういった情報を早めに取得して、今どちらかというと障害者の方への普及・啓発が中心になっているんですけど、これ一歩進めばそういった多くの方が発生するとですね、町の介護施設も含んでまた福祉課のほうにもそういった相談件数が非常に増えてくると。せっかく研修等も受けているところでございますので、若干の費用がちょっと出るかもしれませんが、これも隣の町であります福岡市ですので、情報をしっかりと取っていただいて、先行的な準備を進めるとというのが芦屋町のいいところだと思うので、少しでも前を向くようなこの認知症対策が進んでいけばと考えます。

それでは要旨3に移りますけど、認知症の人の行方不明者対策についてでございます。

警視庁のまとめによりますと、2023年度全国の警察に届けがあった認知症やその疑いのあった行方不明者の延べ人数は、1万9,039人に上がったということです。実際、認知症の行方不明者数は12年で9,607名。徐々に増え続けておりまして、近年ではもう2倍になるような状況になっているということで、多くの警察に対応していただいていると思います。

認知症の方ですけど、行方不明になって翌日までに生存して発見される例が多いんですが、3日目以降になると実際亡くなっておられる方が多くなって、そのうち一部の方が発見されないといった状況であります。

特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れて捜索がどうしても遅れると。結果として行方不明で見つからないとか、亡くなられたということがあるかなと。そういった件で発見するのは、どちらかというと捜索をしている人じゃなくて、偶然見つけた人の届出によって、そういった人たちが救済されているような状況かと思えます。

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

前回の定例会についても、見守り関係を事業者さんのそういった活用についてということで、福岡県がやっていると回答もいただいていますけれども、行方不明者対策についてもいろんな相談があるでしょうし、今後増えてくる傾向にあるかなと思うんです。現在の芦屋町の行方不明者対策の実施状況についての対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現在芦屋町で実施している行方不明者対策としましては、福岡県のメール配信システム、防災メール・まもるくんを利用した徘徊・行方不明者情報の配信と、遠賀・中間地域で実施している高齢者等SOSネットワークシステム事業、衣類等に連絡先を貼り付ける見守りシール交付事業を実施しております。

高齢者等SOSネットワークシステム事業とは、事務局の折尾警察署と遠賀郡4町と中間市が連携をとりまして、徘徊高齢者を保護につなげる仕組みです。徘徊の恐れがある高齢者の情報を登録し、行方不明になったときに必要な情報を捜査協力団体に提供することにより、早期発見、保護につなげるものでございます。現在38名の方が登録されております。

見守りシール交付事業は認知症高齢者等が外出後、行方が分からなくなった場合に早期発見につなげるため、緊急時の連絡先が記載できるシールを交付するものです。シールはアイロンで衣服やよく使う持ち物に貼り付けるものです。現在33名の方に配付しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁によりますとQRコードを貼り付けたり、そういうのがあるということによろしいですかね。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

QRコードではなくて名前、住所とか書いたものだけです。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここで提案ですけど、町としても施策が十分に行われているから効果も一部あるかなと思うん

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

ですけど、一般的に今取り沙汰されているとか話題になっている件でありますけども、こういった行方不明者の対応としてGPS端末の積極的な活用、それから今私が申しましたQRコードをシールで貼り付けているので、そのQRコード読み取ればすぐにその方の情報が取れるといった取組はどうかということで、ここで提案したいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、町でしておるのはもう完全に名札になっていますので、どちらかという見えないところに貼り付けております。QRコードだと個人情報も分からなくなるので、そういうものを取り付けるとまたいいものになると思います。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。

行方不明者対策も積極的にいろんな施策も行われて、町も真剣に考えていただけるということだと思うんですけど、ほかの自治体のそういった取組もよくまた調査していただきまして、検討して町にとってはどのシステムがいいのか、経費・費用対効果の話もあるんですけど、とにもかくにもそういった認知症の障害をお持ちの方をいかに町としては守っていくかということが、大きな福祉関係については重要な施策だと思いますので、今後ともこの認知症対策は一挙にそういった方が増えてきますので、事前の対策を先ほどから申していますようお願いしたいと思います。

それでは2件目に入りますけども、2件目は交通安全対策についてでございます。

交通安全対策については、町民の安全に関わる重要な課題の1つであります。これはもう町もそう考えておられると思います。その他のことでありますけれども、町としてはこの対策に当たっては、主動的な立場で対応してほしいと私は常々から言っております。

実際、町もそのようにやっておられるかもしれませんが、どうしても町の意見として警察・公安委員会に提出した場合、それが受け入れられない。それぞれの諸団体でのガイドラインがあったりで、それが障害となって進まないということは当然考えるわけですけど、私はそういった状態にあっても、前回の定例会でも聞いておりますけど、町としてのスタンスとしてはどうであれ、町としての意見はしっかりと申していくということは確認させていただいております。

私は令和元年第2回の定例会、それから令和5年の第3回の定例会でもそういった質問をさせてもらって、そういう意味で基本条例の制定をしていったらどうですかということを提案して

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

おります。またそういった要望が聞き入れられない状況にあっても、引き続き粘り強く訴えて、芦屋町の要望に耳を傾けていただく戦いはやりますということをこの定例会で確認させていただいております。

そのような状況にありますけれども、従来から問題視されています粟屋区付近の、粟屋区公民館前の交差点のことです。点滅信号が前ありました。先般、死亡事故も発生したということで残念な結果になっておりますけれども、この点滅信号ですけれども、最近、点滅信号から青信号に変更されております。

そこで伺いますけれども、初めにこの交通安全に対する改善要望の対応について、基本的に町はどのような対応をとっておられるのか、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

住民からの窓口での直接要望、自治区からの地域要望書の提出、町長への手紙での要望など、様々な形で交通安全に関する改善要望が町へ出されます。この要望に対し、町が所管の案件はその担当課へ依頼し、町以外の関係機関で対応する案件に関しては、その関係機関へ対応を町から依頼しています。

交通安全に関する改善要望への対応について、町で協議が必要な場合は、芦屋町交通安全推進協議会に諮ります。この協議会は平成17年4月に設置されたものですが、保幼小中や区長会、老人クラブ連合会、商工会、自衛隊といった町内の各種団体と折尾警察署、福岡県北九州県土整備事務所、西日本鉄道といった交通に関する関係団体で構成されています。交通安全運動の推進を主な活動としていますが、先ほど申しましたような、町で協議が必要な交通安全に関する改善要望の対応を協議し、関係機関への要請を行っています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

条例に基づいて、それぞれの改善要望について適切に対応している。またいろんなところから、経由先はいろいろございましょうけれども、それに従って関係部署へ通報して適切に対応しているという状況じゃないかと思えます。

粟屋の公民館前の先ほどの青色点滅信号ですけど、これもかなり前からあそこ付近の交通安全の確保について問題があると、支障があるということで住民の皆さん、私が住んでおります周りの皆さんからもありましたし、実際私の組内の方のお孫ちゃんがラジオ体操が終わった後、そう

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

いった事故に遭わなきゃならないというようなことで危険性が増しているわけですけども。今回長年、点滅信号であってあの周辺2キロにわたって点滅信号していると。多くの車がいつも点滅信号ですので、赤信号になっていても止まらない。私も何回もあります。ですので、車が来ると止まるか止まらないかを確認してしか渡れない。この点滅信号が青になった経緯について伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この件につきましては、折尾警察署交通課に問い合わせたところ回答がありましたので、そのまま読み上げます。「夜間帯を含めた信号機の点滅運用については、各種事故防止の観点から、解除する方向で福岡県警として見直しを行っており、併せて地元区長からの切替えの要請を受けておりましたので、先ほどの4交差点については、点滅運用を解除しております。」との回答でした。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここに至ってやっと1つ前進したかなと私は思っております。点滅信号から青信号に変わったので、あそこはまたこれもずっと青だったらどうかと思うわけですけど、車のほうから運転者から見ますと、しかしながら「あそこは赤になることもあるよ。」「人が立っていることもあるよ。」っていう注意喚起は、岡垣から来る方面からすると補助信号はあるんですね。ボート場から上がってくる場所はちょっと見づらいという状況じゃないかなと思うんですけど、そういった状況にあります。

先ほどの中で、今回の芦屋町交通安全推進協議会設置条例に基づいて、協議されていると伺っております。実は私が1回目の定例会一般質問した中では、当時、芦屋町交通安全対策会議条例というのがあって、そこに町の基本的な交通安全方針が示されていたんですけど、私は推進協議会で今、活発に行われているってことで議事録も見させていただきました。つい最近も行われたということで活発的な意見が出されていることは間違いないかなと思ったんですけど。

実はその推進員の方、団体を見ますと警察関係者の方もおられたりとか、そういった北九州関係の交通局の方がおられたりとかもあるので、芦屋町の主動的な要望というのが率直に伝えることができるのかなあという疑問を持って、基本条例を作ったほうがいいんじゃないかなと提案したところであります。

今、実際この協議会で推進協議会の設置条例で活発な意見が出されているとのことであります

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

ので、この条件についてまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町交通安全推進協議会は、コロナ禍もあり、令和元年度第2回から令和5年度第1回までの約4年間は書面開催となっておりました。このため、具体的な案件に対し議論ができませんでした。

ですが、コロナ感染症が第5類に移行した後、令和5年度第2回から対面での開催が可能となり、案件の議論ができるようになりました。議員が御覧になった会議録は令和6年3月に開催された令和5年度第2回協議会の分と思われませんが、各委員よりそれぞれの視点から多くの意見が出ており、議員御指摘のとおり活発な議論の場であったと認識しております。

そして令和6年度におきましても、先ほど議員おっしゃったように最近ホームページに議事録をアップしておりますので、8月20日に第1回の協議会を開催しましたが、主な議題が身近な町内の交通安全に関する案件であったため、今回も各委員よりそれぞれの視点から多くの意見が出ておりました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

現在条例としてはこの交通安全の確保、またそういった環境の整備については、多くは町の問題になりますので、協議はこの推進協議会で話し合われていると思うんですけど、私は先ほどからずっと申し上げていますが、交通安全の対策の基本的なものの考え方っていうのは、本来はこの名前、ネーミングにも問題があるかと思うんですけど、先ほどの芦屋町交通安全推進協議会設置条例、これは委員会を設置する条例なんですよ、基本的な名前は。私はやっぱりそういったところで、基本的な町の方針っていうのは、県の条例によればいいということも考えられるんですけど、やはり芦屋町としての基本的なスタンスはどっかで示さないと設置委員会でこういった協議をする中でも、町の思いが伝わるのかなあと思うんですよ。そういった観点からすると、基本条例は逃すことができないのではないかなと。

周りの自治体を見ても基本条例を制定しているところがございます。ネーミングもちょっと含めてなんですけど、そういう観点からして基本条例は私は不可欠じゃないかと思うわけなんですけど、改めてこの見解を町のほうにお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長 内海 猛年君

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町の交通安全については、福岡県交通安全計画を指針として福岡県と協力して実施しているため、芦屋町交通安全計画や交通安全基本条例の策定は行っておりません。現在、芦屋町では芦屋町交通安全推進協議会設置条例により、同協議会において討議し、決定した交通安全に関する要望について、警察や道路管理者など関係機関に対し要請していくこととしているなど、交通安全の推進に関する事項が定められております。

そして先ほど申し上げましたとおり、同協議会は活発な議論の場として、十分に機能しているものと認識しております。このため交通安全基本条例の策定の予定はございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後も粘り強く訴えていきたいと考えます。

それでは要旨2ですけれども、交通安全環境の整備についてでございますけど、この栗屋区公民館前の交通安全の確保の現状と今後の施策についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

令和6年3月の芦屋町交通安全推進協議会で、栗屋農事組合から栗屋地区の国道495号線の安全対策について、町への要望書が提出されたことを受け、議題としましたところ、委員より栗屋地区の住民からアンケートやヒアリングを行い、意見聴取するべきではとの意見が出ました。これを受け、芦屋東小学校や芦屋中学校のPTA、老人クラブ連合会、区長会などで構成される芦屋東小学校区育成会議でアンケートを実施し、アンケート回収後に改めてヒアリングを実施しました。

結果は、栗屋区公民館付近を歩行者として利用する場合も、自動車を運転する場合においても、走行する自動車の信号無視とスピード超過により、危険を感じるという意見が多数ありました。

このアンケートとヒアリングの結果を踏まえ、令和6年8月に開催した芦屋町交通安全推進協議会において協議し、信号無視、速度違反对策として、パトカー・白バイによる定期的な取締りの強化の要望、電柱等への回転灯設置、信号機見落とし防止のための電光掲示板の設置を折尾警察署や関係機関へ要望していくこととしました。

なお、当日出席していた折尾警察署からは、取締り強化については既に実施しているとの報告

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

がありました。また、福岡県北九州県土整備事務所からは、速度抑制に効果的な対策であるドットライン、破線を車線の内側に設置する工事を発注済みであるとの報告がありました。

その他、道路上の安全設備などについては、今後、道路管理者など関係機関と調整してまいりますし、必要に応じて要望活動なども継続してまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まだまだやることが多いかなと私は思っております。まだ不安は払拭されてない状況でありますし、地域の周りの住民の方も同じじゃないかと思えます。ああいった環境の道路でありますので、事故が多発する可能性が非常に高いと認識しております。

それで現在、栗屋区の区長のほうからも改善要望を上げているかと思うんですけど、この区長からの改善要望に対しての対応についての見解を求めます。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

国道495号線を芦屋ボート大城側から岡垣町方面へ車で進むと、栗屋公民館前信号には、右手の公民館側に補助信号が取り付けられているのが確認できます。この補助信号のおかげで早めに信号の状態を把握でき、赤信号になっている場合には早めに減速できます。ただ、より手前に補助信号があれば、より早めに信号の状態を把握できますので、栗屋公民館前の横断歩道ではより安全が確保できるようになり、事故の危険性も低下すると考えられます。

このような理由・考え方にに基づき、8月下旬に栗屋区長から芦屋町に補助信号の移設についての要望書が提出されました。これを受け、補助信号の移設についても、芦屋町から折尾警察署へ事前に相談を行い、協議検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

地元区長からの要望でありますので、適切に対応いただければと思います。交通関係の対策というのは人の命に関わる事案ですので、しっかりとその辺りの取組をお願いできればと思います。

それでは3件目に移ります。

食品ロスの削減推進についてです。

こういった件を挙げたということで、何でその食品ロス、芦屋町？と懸念されるところもあるんですけど、この食品ロスの削減推進についてですけども、これは貧困とか地球環境の悪化に関して国際的に関心が非常に高まっていると。2015年に2030年アジェンダが採択されておりまして、国全体としても取り組んでおりまして、2000年のデータを基に2030年にそういったロス、我が国においては980万トン。2000年ですね。それを半減しよう、2030年に半減しようということで取り組んで目標は定めておられます。

2030年の目標ですけども、事業系が273万トン。家庭系が216万トンということで、目標としては489万トンに抑えようじゃないかということでありますけど、実は22年度に8年前倒しで事業系のやつは目標を達成しておりまして、273万トンに対して236万トンですけど、家庭の目標が216万トンですが、236万トン。実際であればもうちょっと減っている可能性があるんで、ひょっとすると目標達成している可能性もあるんですけども、さらにこの食品ロスというのは抑えていかなければならないと思います。

我が町に食品ロスといっても人口も少ないし、事業者さんもそんなにおられないのでやることがあるのかなということで、どうしても認識が、私自身もそうですけど、あんまりないなあといって、周りの推進状況の施策の中でも食品ロスっていうのはどこかにポスターが貼ってありますかね。私は貼ってないようにちょっと、あんまり目立たないなと思いますので、もう認識してもそんなに大きいものじゃないかなあと思ったりするんですけども、推進法は制定されておりまして、計画も策定しなければならぬということでもあります。

実際、町としてはその推進計画を策定しなければならぬっていうのは努力義務と推進法では定められております。努力義務ですけども、私はこの食品ロスっていうのは地球環境のことも踏まえながらやっていかなければならないと思いますし、町としては努力義務の中ではありますが、計画としては何か策定されたものはございますか、お伺いいたします。

**○議長 内海 猛年君**

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

**○環境住宅課長 新開 晴浩君**

芦屋町では食品ロス削減推進の取組について、第2次芦屋町環境基本計画の一部として取り組んでいるところです。

なお福岡県では、福岡県食品ロス削減推進計画を新規の計画として策定しておりますが、福岡県下の市町村では、福岡市、北九州市の両政令指定都市も含めて、新規の計画を策定している市町村はございません。いずれの市町村も環境基本計画の一部として取り組んでおります。これは福岡県が計画を策定しているため、市町村独自で新規の計画を策定する必要性が低く、また自治体単独では取り組める事業等に限りがあることを示していると考えられます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁があったように第2次の環境基本計画56ページに食品ロスの記載がどの程度ありますかということなのですが、今言われたように計画としてはもう不十分ですよ。何をやっているか分からない。ただ、削減を推進しますという町の方針だけ。それで事済むかなという、ちょっと思ったりします。

中を見ますと、3010運動を推進する。やります。3010運動って皆さん御存じですか。私は全然知りませんでしたけど、宴会のときに宴会の始め30分はみんな黙ってしっかり食べると。終わりに10分間、しっかりと食品は全部食べ切るというような運動です。そういう運動とか、あとポスターを貼ったりってことで「やりますよー。」っていう感じですけど、どうしても努力する方向ははっきり定まってないのかなと思います。

それでこの食品ロスの削減の意義を、町はどのように認識しているのか、ここでお聞きしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

食品ロスを放置すると大量の食べ物が無駄になるだけでなく、環境悪化や将来的な人口増加による食料危機にも適切に対応できません。

世界の人口は2019年時点で約77億人ですが、2050年には今より20億人も増えて、約97億人に上ると見られています。食品ロスに関しても何も手を打たず今のままの状況が続けば、人口増加に伴って栄養不足で苦しむ人がますます増え、貧困に拍車がかかることとなります。

このようなことから、持続可能な社会を実現するための大切な取組であると考えます。また、食品ロスの削減により、廃棄物や二酸化炭素の発生抑制が図られるほか、家計負担の軽減も期待されます。このため、各家庭における取組が大変重要であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今のとおりだと思います。我が党、公明党ですけれども、この食品ロス削減を、より我が事としてもらうために国のほうに経済や温室効果ガスの影響はどの程度かということを発表してもらい

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

たいってことで提案しました。その結果、消費者庁は昨年12月、21年度の食品ロスによる経済損失、年間4.3兆円だそうです。温室効果ガスの排出量は1,138万トンに上るということで、非常にそういう点からすると経済的な損失もありますし、温室効果ガスもかなり出しているという状況でありますので、環境問題を今しっかりと全世界で取り組んでいる中、日本としてもそれに参画して減らそうとしているわけですが、そういう意味からするとこの食品ロスについて取り組むことによって、温室効果ガスを減らすこともできるということだと思います。

町もしっかりと取り組んでいかなければならないと思うんですけど、ここで町として今後、食品ロス、今のところ計画はないということなんですけども、取組としてはどういうことを推進していきたいかという方針をお聞きしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町での取組についてですが、芦屋町を含む遠賀・中間地域広域行政事務組合においてごみ組成調査を毎年実施することで、家庭ごみに占める生ごみ比率の推移を注視し、現状の把握に努めております。

そして、10月は食品ロス削減月間と位置付けられており、毎年福岡県からポスターが送付されておりますので、今現在も、役場や町民会館などの公共施設、結構目立つところに掲示して周知に努めております。このように現状の把握に努めるとともに、これからも国・県などと連携を図りつつ、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。小さな町でありますけども、全国的に言いますと、我が町と同じような自治体が多いわけですけど、1つの自治体が全てこういった取組を怠ったのでは日本全体に大きな悪影響を及ぼしますし、こういうことをしっかりと与えられた職責というか任務というか、町として課せられた義務に関してはしっかりと町としても推進して、そういった姿勢で臨んでいただければと思います。

そこで提案ですけど、実際、消費者庁が発表している冊子がございます、食品を買い過ぎない、それから料理を作り過ぎない、使い切る分だけ買うポイント、そういったものも設ける、また食べるための料理テクニック、冷蔵庫の整理整頓、保存策を紹介している雑誌がございます。これは非常に有効だと聞いているんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘の冊子はA3縦のカラーで14ページの冊子で、チェックシート付きの大変分かりやすい食品ロス削減マニュアルであると考えております。ただ、消費者庁や福岡県などのホームページにはほかにも様々な分かりやすい資料等があり、目移りするほどでございます。

このため、特定の冊子を印刷・製本して全戸配布するよりも、それらの資料の情報を広報あしやや芦屋町ホームページなどで周知する方法で啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この消費者庁が出している冊子が1つの例でございますけども、今、答弁にございましたようにたくさんの冊子が出回っているということでもありますけど、広報紙とかそういったものを載せるのはいいのですが、私自身も含めてこの食品ロスに対しての町民の皆さんの認識はどの程度かということもありますので、できたらやっぱり広報紙を見てもぱっとこう、どうですかね皆さん方がそこに注目して認識を高めていただけるレベルに至るかっていうのは非常に私は難しいと思うので、どういう形であれ何かの形で、折り込みでもいいんですけど別冊子のような感じで、町にちょっと経済的な負担をおかけするわけですけども、そういった削減の意味も非常にありますので、そういった形でも結構でありますので、皆さんたちが役に立ってもらえるようなですね、冊子を配布していただければというふうに思います。

それでは最後になるわけですけど、全国的に見ますといろんな食品ロスの取組がしっかり行われております。先ほどからずっと出ていますけれども、食品ロスの削減は気候変動対策としても大変に重要です。廃棄における直接的に生じる環境影響だけではなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸、小売の各段階のエネルギーの消費など環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

食品ロス削減の住民運動のさらなる推進は非常に重要であると思います。全国的に推進を図られているものとしては、1つは全部家庭系じゃなく事業者関係者も含まれるので、町としては事業者の分まではなかなかそういった施策を打てないっていうのは本来そういうことだろうと思うんですけど、1つはフードシェアリングというのがございます。スマートフォンのアプリ等を活用して様々な食品を販売する。店舗で売れ残った食品の情報を消費者に届け、販売価格の半分以下や無料で提供するサービスの展開など、食品の廃棄を削減するフードシェアリングの地域の普及

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

が行われているということで、これも1つの削減する大きな取組だと思うんですけど、町としては、行政としてはそういった事業関係には立ち入れないんですけど、推進で商工会にお願いしたりとか、このフードシェアリングができるんじゃないかなと思います。

それからもう1つはフードドライブですけど、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取って、子供食堂それから福祉施設へ無料で提供するフードバンクは、まだ食べられるにもかかわらず破棄される食品ということで、非常にこういった食品ロスを削減するためには重要なものになるわけですけど。

また各家庭で使い切れない未使用食品を持ち帰り、それらをまとめてフードバンク団体や地域や福祉施設団体などに寄贈する活動、いわゆるフードドライブの活動も非常に注視されていると、注目されているようにお聞きします。

シェアリング、フードドライブ、そして最後にコミュニティフリッジという取組も行われております。このコミュニティフリッジは公共冷蔵庫と言われるんですけど、企業・商店から提供された食料品を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体に提供する仕組みであります。

岡山市の北長瀬のコミュニティフリッジでは食料品、日用品を提供くださる方をフードプレゼンターとして登録していただき、例えば頂いたお中元、お歳暮、頂いた調味料、加工品、洗剤など多めに買っておいた缶詰、たくさん頂いたお米などをコミュニティフリッジを通して必要な方へ提供していると。食品を無駄にしないで、必要な方に無料提供とか福祉公共であります子供食堂に提供して、子供たちの貧困対策にもつなげていくということであります。

最後にこれについての答弁をもって終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

見解をお願いいたします。こういった施策についての取組についていかがかということでお願ひします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

当初、議員がおっしゃっていただいたように、芦屋町規模ではかなり難しい施策ではあります。ただ単独でやるだけではなく、周辺自治体が力を合わせて実施する際にはしっかり協力してまいりたいと思いますし、また周知などにもしっかり協力して芦屋町でできる役割を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

令和6年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

○議員 7番 松岡 泉君

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。